

少年の万引き防止対策推進要領の制定について

(平成18年1月12日)
(栃少第1号、栃生企第3号、栃搜一第1号)

少年の非行と犯罪被害を未然に防止するため、「栃木県少年非行防止・保護総合対策推進要綱」(平成16年7月1日付、栃少第1号例規通達)を制定し、諸対策を推進中である。

しかしながら、近年、核家族化や家庭の地域社会からの孤立等により、家庭における倫理観や社会規範に関するしつけや教育力の脆弱化、大量物流・大量消費社会化の進展等急激な社会の変化が起きている。

このような中、少年非行における全刑法犯少年の約6割が初発型非行で占め、この内、量販店等における万引き事犯が約3割に及び少年非行の総量を押し上げている状況にあり、万引き防止対策が喫緊の課題になっている。

こうした情勢を踏まえ、少年の万引き防止対策を総合的に推進するため、別添のとおり「少年の万引き防止対策推進要領」を制定したので、実効ある施策を推進されたい。

別添

少年の万引き防止対策推進要領

第1 万引き防止のための環境整備の推進

1 事業所及び関係機関・団体等との連携の強化等

(1) 事業所及び関係機関・団体等との連携の強化

社会が一体となって少年の万引き防止のための取組みが推進されるようデパート、コンビニエンスストア、ディスカウントストア、スーパーマーケット、ゲームセンター、レンタルビデオ店及び図書販売店等万引きの被害対象となりやすい事業所(以下「万引き被害対象事業所」という。)並びに学校、教育委員会、PTA連合会、栃木県防犯協会、栃木県子ども会連合会及び栃木県少年補導センター協議会等の関係機関・団体との連携を強化する。特に、学校とは、「児童生徒の健全育成のための学校と警察との連携に関する協定」に基づき緊密な連携の下、情報の共有化と共通認識の醸成を図る。

(2) 情報交換会の開催と行動指針の策定

万引き被害対象事業所、万引き被害品の買取りのおそれある事業所、警察、学校等の関係機関・団体の関係者との定期的な情報交換会を開催

して意見の交換を行い、それぞれが取り組むべき具体的な行動を示す「アクションプラン」を策定した上でその方針に基づいた活動を行う。

2 万引き被害対象事業所との諸対策の推進

少年にとって万引きしにくい環境を整備するため、警察と万引き被害対象事業所が相互に情報を交換し、共通の認識の下に諸対策を推進する。

3 万引きを防止するための情報発信

万引き被害対象事業所の自主防犯に対する意識の高揚を図り、万引き非行の実態、万引きの未然防止のための店舗づくり、万引きの前兆行動及び対応要領等に関する情報発信を積極的に行う。

4 万引き防止活動の気運の醸成

学校の春休み、夏休み及び冬休み等の長期休業等の時期に重点取組み期間を設定し、少年指導委員や少年補導(指導)センター等との合同による街頭及び店舗内キャンペーン等住民参加によるキャンペーン並びに駅、通学路及び繁華街におけるポスター、横断幕等の掲出により地域ぐるみでの万引き防止活動の気運を醸成する。

5 各種広報媒体の活用

あらゆる広報媒体を活用して、万引き非行の実態、抑止活動の重要性を広報し、県民の理解と協力を得た対策を推進する。

第2 万引き防止教育の推進

1 学校と連携した非行防止教室等による教育

学校と連携して行う非行防止教室や薬物乱用防止教室等においては、罪を犯した場合の刑罰及び処分等に関する内容について説明するとともに、万引きが犯罪であること、万引きをすると法律により罰せられることについても対象年齢に応じた内容により具体的に理解しやすい方法で教示するなど、創意工夫を凝らした教育を展開し規範意識を醸成する。

2 家庭、地域、職域を巻き込んだ少年の万引き防止教育の促進

自治会、県PTA連合会、県高等学校PTA連合会、栃木県子ども連合会等家庭及び地域に係る団体並びに栃木県職場警察連絡協議会等職域に係る団体との緊密な連携の下、少年の万引き防止に関する講話、勉強会、シンポジウム等の開催について積極的な働きかけを行い、少年の万引き防止教育を促進する。

第3 万引き防止のための仕組みづくり

1 万引き発見時の措置の統一化

万引き行為を発見した場合は、万引き被害対象事業所から警察への通報、警察における早期処理、学校・保護者への連絡といった措置の統一化を図る。

2 迅速、的確な初動捜査の実施

万引き被害対象事業所から万引き少年発見の通報があった場合は、同事業所との信頼関係を保持し、直ちに現場臨場の上、迅速・的確な捜査を実施する。

3 保護者及び学校との連携による立直り支援体制の確立

少年の立直りのために保護者、学校及び警察との継続的な連携が必要であると認める場合には、真に少年の立直りが図れるよう実効ある支援体制を確立する。

第4 万引き物品の質受け及び買受け等防止のための業者に対する指導及び取締りの徹底

栃木県青少年健全育成条例第44条「物品の質受け及び古物の買受け等の制限」の規定により、保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められるとき以外は、青少年からの物品の質受け、古物の買受けや交換を禁止し、罰則を設けていることから、リサイクルショップ等の質屋、古物商が、青少年から物品の質受け及び古物を買受ける等の場合は、年齢の確認、保護者の同行又は同意確認を徹底するよう指導するとともに、取締りを強化する。